

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区産業会館及び商工情報センター条例 施行規則の一部を改正する規則(1) ……………	2
江東区契約事務規則の一部を改正する規則 (2) ……………	2
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する規則の一部を改正する規則(3) ……………	3

◎告 示

建築基準法第 8 6 条の 2 第 1 項に基づく認 定について(8) ……………	5
指定居宅介護支援事業所の廃止について(9) …	5
保管自転車の処分について（令和 7 年 1 2 月下期）(11) ……………	5
保管自転車の処分について（令和 8 年 1 月 上期）(16) ……………	5
令和 8 年東京都告示第 5 3 号に係る東京都 市計画道路の変更に係る関係図書の縦覧に ついて(21) ……………	5
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談 支援事業の指定について(30) ……………	5
指定管理者の指定について（区民体育館） (34) ……………	6
指定管理者の指定について（区営運動場） (35) ……………	6
指定管理者の指定について（夢の島総合運 動場）(36) ……………	8
指定管理者の指定について（越中島プール） (37) ……………	9
指定居宅介護支援事業所の廃止について(39) …	9
指定居宅介護支援事業所の廃止について(40) …	9
指定居宅介護支援事業所の指定について(41) …	9
自動車臨時運行許可番号の失効について(42) …	10
指定地域密着型サービス事業所の廃止に ついて(44) ……………	10
指定地域密着型サービス事業所の廃止に ついて(45) ……………	10
指定地域密着型サービス事業所の指定に ついて(46) ……………	10

◎告 示（教）

令和 8 年第 1 回江東区教育委員会定例会の 招集(1) ……………	11
令和 8 年第 2 回江東区教育委員会定例会の 招集(2) ……………	11

◎告 示（選）

江東区の選挙人名簿抄本の閲覧状況(1) ……………	12
江東区の在外選挙人名簿抄本の閲覧状況(2) …	12
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院（小選挙区 選出）議員選挙におけるポスター掲示場の 設置(3) ……………	12
選挙人名簿からの抹消(4) ……………	28
選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数、 3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(5) ……………	28
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及 び最高裁判所裁判官国民審査における各投 票区の投票所について(6) ……………	28
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及 び最高裁判所裁判官国民審査における期日 前投票所について(7) ……………	30
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙に おける在外選挙人の期日前投票所について (8) ……………	30
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及 び最高裁判所裁判官国民審査における投票 管理者及び同職務代理者の選任について(9) …	30
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及 び最高裁判所裁判官国民審査における期日 前投票の投票管理者及び同職務代理者の選 任について(10) ……………	30
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及 び最高裁判所裁判官国民審査における開票 の場所及び日時について(11) ……………	30
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院（比例代表 選出）議員選挙における開票管理者及び同 職務代理者の選任(12) ……………	31
令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院（比例代表 選出）議員選挙における開票立会人のくじ を行う場所及び日時について(13) ……………	31
令和 8 年 1 月 2 7 日付江東区選挙管理委員 会告示第 1 0 号の一部を改める告示(14) ……………	31

◎告 示（選挙長）

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙（ 東京都第 1 5 区）における選挙立会人のく じを行う場所及び日時について(1) ……………	31
--	----

◎告 示（監）

令和 7 年度第 2 回定期財務監査の結果に対する措置の公表(1)	32
包括外部監査人補助者の解任通知(2)	32
包括外部監査報告書の公表(3)	33

規

則

江東区産業会館及び商工情報センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 1 月 6 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 1 号

江東区産業会館及び商工情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

江東区産業会館及び商工情報センター条例施行規則（昭和 6 1 年 4 月江東区規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区産業会館条例施行規則

第 1 条中「及び商工情報センター」を削る。

第 2 条第 1 項中「又は江東区商工情報センター」を削る。

第 5 条第 4 号を削る。

別記第 6 号様式中「及び商工情報センター」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 1 月 2 8 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 2 号

江東区契約事務規則の一部を改正する規則

江東区契約事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「1 0 0 分の 7 5」を「1 0 0 分の 6 0」に改める。

第 3 8 条の 2 の表を次のように改める。

1	工事又は製造の請負	2 0 0 万円
2	財産の買入れ	1 5 0 万円
3	物件の借入れ	8 0 万円
4	財産の売払い	5 0 万円
5	物件の貸付け	3 0 万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	1 0 0 万円

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条の 2 関係)

受任者	委任する事務の範囲
副区長	他に規定するものを除く次に掲げる契約 1 予定価格 2, 0 0 0 万円以上 8, 0 0 0 万円未満の工事、製造又は修

	繕の請負契約 2 予定価格1,500万円以上3,000万円未満の財産の買入れ契約 3 予定賃借料の年額又は総額1,500万円以上3,000万円未満の物件の借入れ及び貸付け契約 4 予定価格500万円以上1,000万円未満の財産売払い契約 5 予定価格の総額1,500万円以上3,000万円未満の単価契約 6 前各号のほか予定価格1,500万円以上3,000万円未満の契約	3 予定価格80万円未満の財産の買入れ契約 4 予定賃借料の年額又は総額80万円未満の物件の借入れ契約 5 予定価格50万円未満の財産売払い契約 6 予定賃借料の年額又は総額30万円未満の物件の貸付け契約 7 飲食物の調達契約 8 特別区協議会による共同印刷及び共同購入による契約 9 教科用図書及び指導書買入れ契約 10 附合契約 11 予定価格の総額80万円未満の単価契約 12 前各号のほか予定価格80万円未満の契約	
総務部長	他に規定するものを除く次に掲げる契約 1 予定価格1,000万円以上2,000万円未満の工事、製造又は修繕の請負契約 2 予定価格500万円以上1,500万円未満の財産の買入れ契約 3 予定賃借料の年額又は総額500万円以上1,500万円未満の物件の借入れ及び貸付け契約 4 予定価格300万円以上500万円未満の財産売払い契約 5 予定価格の総額500万円以上1,500万円未満の単価契約 6 前各号のほか予定価格500万円以上1,500万円未満の契約		資金前渡受者
経理課長	他に規定するものを除く次に掲げる契約 1 予定価格200万円以上1,000万円未満の工事又は修繕の請負契約 2 予定価格100万円以上1,000万円未満の製造の請負契約 3 予定価格80万円以上500万円未満の財産の買入れ契約 4 予定賃借料の年額又は総額80万円以上500万円未満の物件の借入れ契約 5 予定価格50万円以上300万円未満の財産売払い契約 6 予定賃借料の年額又は総額30万円以上500万円未満の物件の貸付け契約 7 予定価格の総額80万円以上500万円未満の単価契約 8 前各号のほか予定価格80万円以上500万円未満の契約		
課長・所長・学校長	所掌事項に係る次に掲げる契約 1 予定価格200万円未満の工事又は修繕の請負契約 2 予定価格100万円未満の製造の請負契約		

備考

1 附合契約とは、法令、約款により契約に当たり、当事者が具体的内容を協定することなく機械的に、一律的に契約が成立する定型化された契約をいう。

例 電気、ガス、水道等の供給契約、保険加入契約等

別表第2中「第3条の2第2項関係」を「第3条の2関係」に、「予定価格1,000万円」を「予定価格2,000万円」に、「不動産買入れ」を「不動産の買入れ」に、「予定価格500万円以上1,000万円」を「予定価格1,500万円以上3,000万円」に、「総額500万円以上1,000万円」を「総額1,500万円以上3,000万円」に、「予定価格500万円未満」を「予定価格1,500万円未満」に、「総額100万円以上500万円」を「総額500万円以上1,500万円」に、「総額100万円未満」を「総額500万円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。（経過措置）

2 この規則による改正後の江東区契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 3 号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 10 年 3 月江東区規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項を次のように改める。

- 3 病気休暇の承認を受けた職員が職務に復した後、再び病気休暇の承認を受ける場合において、当該病気休暇を取得する日の前日から起算して過去 1 年以内に同一の疾病又は負傷（当該疾病又は負傷と異なる疾病又は負傷であっても、その原因が同一であると認められるものを含む。）のため病気休暇の承認を受けた期間があるときは、前項ただし書の規定は、当該期間と再び病気休暇の承認を受ける期間は連続しているものとみなして適用する。

第 14 条中第 5 項を第 8 項とし、同条第 4 項中「第 2 項ただし書」の次に「、第 3 項」を加え、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

- 6 地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされ、当該休職の期間（当該休職に引き続く休職の期間がある場合は、当該引き続く休職の期間。以下この項及び次項において同じ。）が満了した職員について、当該休職の期間の末日の翌日から起算して 1 年以内に病気休暇の承認を受けることができる場合は、その症状等が当該休職の期間における当該休職に係る疾病又は負傷とは明らかに異なる疾病又は負傷（次項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

- 7 第 2 項ただし書及び前項の規定の適用については、特定負傷等が当該休職の期間に生じたときは、第 2 項ただし書に定める日数から、当該特定負傷等の生じた日から当該休職の期間の末日までの期間を減ずるものとする。

第 14 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 病気休暇の承認を受けようとする職員が、当該病気休暇を取得しようとする日の前日から起算して過去 1 年以内に当該病気休暇に係る疾病又は負傷とは明らかに異なる疾病又は負傷のため病気休暇の承認を受けた期間がある場合に認めることができる病気休暇の期間は、180 日から当該明らかに異なる疾病又は負傷に係る全

ての病気休暇の日数を差し引いた日数を超えることができない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第 14 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に新たに病気休暇を承認される職員について適用し、同日前に病気休暇を承認されている職員については、なお従前の例による。

告 示

◎江東区告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により次のとおり認定したので、同条第6項の規定により告示する。
なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和8年1月8日

江東区長 大久保 朋 果
記

認定年月日及び認定番号	敷地の地名地番	申請者住所氏名	備考
令和7年12月23日第16号	東京都江東区東砂二丁目15番1ほか	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都知事 小池百合子	

◎江東区告示第9号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年1月8日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 介護保険事業所番号
1370803197
- 事業所の名称及び所在地
ケア・サポートそよかぜ
東京都江東区大島8-22-17
- 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社ケア・サポートそよかぜ
東京都江東区大島8-22-17
代表取締役社長 松本 みさお
- 廃止年月日
令和7年12月31日
- サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第11号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和8年1月9日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第16号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和8年1月20日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第21号

令和8年1月23日付東京都告示第53号に係る東京都市計画道路の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年1月27日

江東区長 大久保 朋 果
記

都市計画の種類	東京都市計画道路幹線街路放射第32号線及び幹線街路補助線街路第103号線（江東区分）	
都市計画を定める土地の区域	削除する部分	幹線街路補助線街路第103号線亀戸三丁目地内
	変更する部分	幹線街路放射第32号線 塩浜二丁目、東陽二丁目、 東陽三丁目、東陽四丁目、 東陽五丁目、東陽六丁目、 東陽七丁目、千石二丁目、 千田、扇橋二丁目、猿江二丁目、住吉二丁目、毛利一丁目及び毛利二丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	

◎江東区告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

51 条の 25 第 3 項の規定に基づき事業者の変更の届出があった。江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年 3 月江東区規則第 16 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和 8 年 2 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 変更した事業所

(1) 事業所の名称

江東区障害者福祉センター

(2) 事業所の所在地

旧住所 東京都江東区潮見二丁目 8 番 7 号

新住所 東京都江東区扇橋三丁目 7 番 2 号

(3) 変更年月日

令和 8 年 1 月 22 日

◎江東区告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、区民体育館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 8 年 2 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 江東区深川北スポーツセンター

指定管理者

東京都江東区東陽二丁目 1 番 1 号

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

理事長 長尾 潔

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 江東区深川スポーツセンター

指定管理者

東京都江東区東陽二丁目 1 番 1 号

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

理事長 長尾 潔

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3 江東区有明スポーツセンター

指定管理者

東京都江東区東陽二丁目 1 番 1 号

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

理事長 長尾 潔

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 江東区亀戸スポーツセンター

指定管理者

東京都江東区東陽二丁目 1 番 1 号

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

理事長 長尾 潔

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 江東区スポーツ会館

指定管理者

東京都江東区東陽二丁目 1 番 1 号

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

理事長 長尾 潔

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

6 江東区東砂スポーツセンター

指定管理者

東京都江東区東陽二丁目 1 番 1 号

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

理事長 長尾 潔

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

◎江東区告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、区営運動場の指定管理者を下記のとおり指定したので告示する。

令和 8 年 2 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 江東区営潮見野球場

指定管理者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

江東スポーツ施設運営パートナーズ

代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 朝尋

東京都江東区門前仲町一丁目 17 番 3 - 303 号

有限会社アクアティック

代表取締役 伊藤 歩

東京都江東区東陽三丁目 22 番 4 号

天龍造園建設株式会社東京支店

取締役支店長 小林 天竜

東京都中野区東中野三丁目 20 番 10 号

日本体育施設株式会社

代表取締役 越後 幸太郎

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 江東区営亀戸野球場

指定管理者

指定管理者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

江東スポーツ施設運営パートナーズ

代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 朝尋

東京都江東区門前仲町一丁目 1 7
番 3 - 3 0 3 号

有限会社アクアティック

代表取締役 伊藤 歩

東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4
号

天龍造園建設株式会社東京支店

取締役支店長 小林 天竜

東京都中野区東中野三丁目 2 0 番
1 0 号

日本体育施設株式会社

代表取締役 越後 幸太郎

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3
年 3 月 3 1 日まで

3 江東区営深川庭球場

指定管理者

指定管理者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

江東スポーツ施設運営パートナーズ

代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 朝尋

東京都江東区門前仲町一丁目 1 7
番 3 - 3 0 3 号

有限会社アクアティック

代表取締役 伊藤 歩

東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4
号

天龍造園建設株式会社東京支店

取締役支店長 小林 天竜

東京都中野区東中野三丁目 2 0 番
1 0 号

日本体育施設株式会社

代表取締役 越後 幸太郎

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3
年 3 月 3 1 日まで

4 江東区営潮見庭球場

指定管理者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

江東スポーツ施設運営パートナーズ

代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 朝尋

東京都江東区門前仲町一丁目 1 7
番 3 - 3 0 3 号

有限会社アクアティック

代表取締役 伊藤 歩

東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4
号

天龍造園建設株式会社東京支店

取締役支店長 小林 天竜

東京都中野区東中野三丁目 2 0 番
1 0 号

日本体育施設株式会社

代表取締役 越後 幸太郎

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3
年 3 月 3 1 日まで

5 江東区営豊住庭球場

指定管理者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

江東スポーツ施設運営パートナーズ

代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 朝尋

東京都江東区門前仲町一丁目 1 7
番 3 - 3 0 3 号

有限会社アクアティック

代表取締役 伊藤 歩

東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4
号

天龍造園建設株式会社東京支店

取締役支店長 小林 天竜

東京都中野区東中野三丁目 2 0 番
1 0 号

日本体育施設株式会社

代表取締役 越後 幸太郎

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3
年 3 月 3 1 日まで

6 江東区営亀戸庭球場

指定管理者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

江東スポーツ施設運営パートナーズ

代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ

- イズ
代表取締役 福士 朝尋
東京都江東区門前仲町一丁目 1 7
番 3 - 3 0 3 号
有限会社アクアティック
代表取締役 伊藤 歩
東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4
号
天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
東京都中野区東中野三丁目 2 0 番
1 0 号
日本体育施設株式会社
代表取締役 越後 幸太郎
指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3
年 3 月 3 1 日まで
- 7 江東区営東砂庭球場
指定管理者
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
江東スポーツ施設運営パートナーズ
代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープラ
イズ
代表取締役 福士 朝尋
東京都江東区門前仲町一丁目 1 7
番 3 - 3 0 3 号
有限会社アクアティック
代表取締役 伊藤 歩
東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4
号
天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
東京都中野区東中野三丁目 2 0 番
1 0 号
日本体育施設株式会社
代表取締役 越後 幸太郎
指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3
年 3 月 3 1 日まで
- 8 江東区営荒川・砂町庭球場
指定管理者
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
江東スポーツ施設運営パートナーズ
代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープラ
イズ
代表取締役 福士 朝尋
東京都江東区門前仲町一丁目 1 7
番 3 - 3 0 3 号

- 有限会社アクアティック
代表取締役 伊藤 歩
東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4
号
天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
東京都中野区東中野三丁目 2 0 番
1 0 号
日本体育施設株式会社
代表取締役 越後 幸太郎
指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3
年 3 月 3 1 日まで
- 9 江東区営新砂運動場
指定管理者
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
江東スポーツ施設運営パートナーズ
代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープラ
イズ
代表取締役 福士 朝尋
東京都江東区門前仲町一丁目 1 7
番 3 - 3 0 3 号
有限会社アクアティック
代表取締役 伊藤 歩
東京都江東区東陽三丁目 2 2 番 4
号
天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
東京都中野区東中野三丁目 2 0 番
1 0 号
日本体育施設株式会社
代表取締役 越後 幸太郎
指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3
年 3 月 3 1 日まで

◎江東区告示第 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4
4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、夢の島総合運動
場の指定管理者を下記のように指定したので告示
する。

令和 8 年 2 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 江東区夢の島総合運動場
指定管理者
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
江東スポーツ施設運営パートナーズ
代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 朝尋
東京都江東区門前仲町一丁目 17 番 3 - 303 号

有限会社アクアティック
代表取締役 伊藤 歩
東京都江東区東陽三丁目 22 番 4 号

天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
東京都中野区東中野三丁目 20 番 10 号

日本体育施設株式会社
代表取締役 越後 幸太郎

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

◎江東区告示第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項の規定に基づき、江東区営越中島プールの指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和 8 年 2 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 江東区営越中島プール
指定管理者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
江東スポーツ施設運営パートナーズ
代表者 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ

代表取締役 福士 朝尋
東京都江東区門前仲町一丁目 17 番 3 - 303 号

有限会社アクアティック
代表取締役 伊藤 歩
東京都江東区東陽三丁目 22 番 4 号

天龍造園建設株式会社東京支店
取締役支店長 小林 天竜
東京都中野区東中野三丁目 20 番 10 号

日本体育施設株式会社
代表取締役 越後 幸太郎

指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

◎江東区告示第 39 号

介護保険法第 82 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806505
- 2 事業所の名称及び所在地
ほっとスマイル Care 木場
東京都江東区木場 6 - 4 - 2 KI ビル
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
GC ストーリー株式会社
東京都江東区木場 6 - 4 - 2 KI ビル
代表取締役 西坂 勇人
- 4 廃止年月日
令和 8 年 1 月 31 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 40 号

介護保険法第 82 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 85 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370807164
- 2 事業所の名称及び所在地
医心館居宅介護支援事業所亀戸
東京都江東区亀戸 5 - 6 - 20
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社アンビス
東京都中央区京橋 1 - 6 - 1
代表取締役 柴原 慶一
- 4 廃止年月日
令和 8 年 1 月 31 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 41 号

介護保険法第 79 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条

の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 5 0 5
- 2 事業所の名称及び所在地
ほっとスマイル C a r e
東京都江東区千石 1 - 1 2 - 5
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
アリエ祐起元株式会社
東京都江東区千石 1 - 1 2 - 5
代表取締役 柴田 昌志
- 4 廃止年月日
令和 8 年 2 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 4 2 号

下記の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示する。

令和 8 年 2 月 4 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 失効番号標
足立 6 4 - 8 5 江東及び足立 8 4 - 8 1 江東
から足立 8 5 - 0 0 江東まで (ただし、既に
無効とした自動車臨時運行許可番号標を除
く。)
- 2 失効年月日
令和 8 年 2 月 4 日

◎江東区告示第 4 4 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により
指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の
届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に
基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 7 4 4
- 2 事業所の名称及び所在地
ほっとミルク住吉
東京都江東区千田 1 4 番 7 号早川ビル 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
HM江東住吉合同会社
東京都中央区銀座 2 - 6 - 5 アサコ銀座ビ

ル 5 F

代表社員 株式会社ほっとミルク

- 4 廃止年月日
令和 8 年 1 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 4 5 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届
出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基
づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 1 5 0
- 2 事業所の名称及び所在地
ほっとスマイル S P A 木場
東京都江東区木場三丁目 8 番 4 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
G C ストーリー株式会社
東京都江東区木場 6 - 4 - 2 K I ビル
代表取締役 西坂 勇人
- 4 廃止年月日
令和 8 年 1 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 4 6 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者を指定したので、同
法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり
告示する。

令和 8 年 2 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 1 5 0
- 2 事業所の名称及び所在地
ほっとスマイル S P A 木場
東京都江東区木場 3 - 8 - 4
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
アリエ祐起元株式会社
東京都江東区千石 1 - 1 2 - 5
代表取締役 柴田 昌志
- 4 指定年月日
令和 8 年 2 月 1 日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第1号

下記により、令和8年第1回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和8年1月20日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

記

- 1 日時 令和8年1月23日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 報告事項
 - (1) 令和7年第4回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

◎江東区教育委員会告示第2号

下記により、令和8年第2回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和8年2月3日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

記

- 1 日時 令和8年2月6日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題

日程第1	議案第1号	令和7年度江東区一般会計補正予算（第5号）に関する意見聴取
日程第2	議案第2号	令和8年度江東区一般会計予算に関する意見聴取
日程第3	議案第3号	江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第4	議案第4号	江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
日程第5	議案第5号	江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 号

令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日までの期間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）第 3 条の 4 の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 6 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 2 号

令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日までの期間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 2 の規定により準用する同法第 2 8 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和 2 5 年総理府令第 1 3 号）第 3 条の 4 の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 6 日

江東区選挙管理委員会

在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第 1 5 区）におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置する。

令和 8 年 1 月 2 6 日

江東区選挙管理委員会

- 害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 日程第 6 議案第 6 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 日程第 7 議案第 7 号 江東区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 8 議案第 8 号 江東区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 9 議案第 9 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取（江東区立小名木川小学校改築工事）
- 日程第 1 0 議案第 1 0 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 江東区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

4 報告事項

- (1) 学校プールの在り方見直しに係る検討について ほか

令 和 8 年 2 月 8 日 執 行
衆 議 院 議 員 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 428 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1 - 1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1 - 2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1 - 3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1 - 4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1 - 5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1 - 6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1 - 7	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1 - 8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2 - 1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2 - 2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2 - 3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2 - 4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2 - 5	森下3-13-9	区立高森公園
2 - 6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2 - 7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2 - 8	森下3-13-13	コープ森下東側
3 - 1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3 - 2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園北側
3 - 3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3 - 4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3 - 5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3 - 6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3 - 7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3 - 8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4 - 1	森下5-1-7	都立墨田工科高等学校北側
4 - 2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4 - 3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4 - 4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4 - 5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4 - 6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4 - 7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4 - 8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
5 - 1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5 - 2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フォンテーヌ平野」前
5 - 3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5 - 4	平野2-4-25	浄心寺南側
5 - 5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5 - 6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5 - 7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5 - 8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6 - 1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6 - 2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6 - 3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6 - 4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6 - 5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6 - 6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6 - 7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6 - 8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7 - 1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7 - 2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7 - 3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7 - 4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7 - 5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7 - 6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7 - 7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7 - 8	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8 - 1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8 - 2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8 - 3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8 - 4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8 - 5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8 - 6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8 - 7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8 - 8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
9 - 1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9 - 2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9 - 3	千田16-5	区立江東公園西側
9 - 4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9 - 5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9 - 6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9 - 7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9 - 8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側
10 - 1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10 - 2	深川1-11-18	区立亀堀公園北側
10 - 3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10 - 4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10 - 5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10 - 6	深川2-17-26	区立明治小学校南側
10 - 7	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10 - 8	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10 - 9	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
11 - 1	永代1-7-8	区立永代公園
11 - 2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11 - 3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11 - 4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11 - 5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11 - 6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11 - 7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11 - 8	越中島1-3-23	越中島プール南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13 - 1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13 - 2	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 3	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 4	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 5	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 6	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 7	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
13 - 8	塩浜1-4-4	区立浜園公園
13 - 9	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
15 - 1	東陽5-13	区立横十間親水公園
15 - 2	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15 - 3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15 - 4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15 - 5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15 - 6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15 - 7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15 - 8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16 - 1	東陽6-3	うるおいの木かげ道路横十間川沿い植込み
16 - 2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16 - 3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16 - 4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16 - 5	東陽4-11	江東区役所北側駐車場前植込み
16 - 6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16 - 7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16 - 8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17 - 1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園大門通り西側植込み
17 - 2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17 - 3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17 - 4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17 - 5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17 - 6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17 - 7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17 - 8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場跡地北側
19 - 1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19 - 2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19 - 3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19 - 4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19 - 5	塩浜2-27	東京地下鉄(株) 深川アルファ96東側
19 - 6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19 - 7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19 - 8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
20 - 1	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20 - 2	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20 - 3	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20 - 4	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
20 - 5	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20 - 6	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
20 - 7	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側
20 - 8	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20 - 9	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21 - 1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21 - 2	豊洲1-2-27	豊洲ハイツ南側コンクリート壁
21 - 3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21 - 4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21 - 5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21 - 6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22 - 1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22 - 2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22 - 3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22 - 4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22 - 5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22 - 6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22 - 7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22 - 8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	有明2-10	区立有明小・中学校北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
24 - 1	東雲1-9-46	グランチャ東雲南東側植込
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24 - 5	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
24 - 6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟北側集会所前
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート46号棟南側
25 - 4	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 5	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟南側
25 - 6	辰巳1-1	辰巳橋東側鉄柵
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側
27 - 1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27 - 2	亀戸3-51-10	新和自動車(株)北側
27 - 3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27 - 4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27 - 5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27 - 6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27 - 7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27 - 8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27 - 9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
28 - 1	亀戸2-6	UR都市機構亀戸二丁目団地4号棟北側
28 - 2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28 - 3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28 - 4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28 - 5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28 - 6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28 - 7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
29 - 1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29 - 2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29 - 3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29 - 4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29 - 5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29 - 6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29 - 7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
30 - 1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30 - 2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30 - 3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30 - 4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校東側
30 - 5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30 - 6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30 - 7	亀戸1-15-10	区立竪川第一公園北側
31 - 1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31 - 2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31 - 3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31 - 4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31 - 5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31 - 6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31 - 7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
31 - 8	亀戸6-33-10	区立竪川河川敷公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
32 - 1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32 - 2	亀戸9-22-4	区立浅間堅川小学校北側
32 - 3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32 - 4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32 - 5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32 - 6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32 - 7	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33 - 1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33 - 2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33 - 3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33 - 4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33 - 5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33 - 6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33 - 7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34 - 1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34 - 2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34 - 3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34 - 4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34 - 5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34 - 6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34 - 7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み
35 - 1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35 - 2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35 - 3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35 - 4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35 - 5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35 - 6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35 - 7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35 - 8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35 - 9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
36 - 1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36 - 2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36 - 3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36 - 4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36 - 5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36 - 6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36 - 7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37 - 1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37 - 2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37 - 3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37 - 4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37 - 5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37 - 6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37 - 7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37 - 8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立小名木川小学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側
39 - 1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39 - 2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39 - 3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39 - 4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39 - 5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39 - 6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39 - 7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39 - 8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
40 - 1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40 - 2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40 - 3	大島7-27-17	区立大島七丁目公園北側
40 - 4	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40 - 5	大島7-16	区立こどもの広場北側
40 - 6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40 - 7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40 - 8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41 - 1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41 - 2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41 - 3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41 - 4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41 - 5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41 - 6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41 - 7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41 - 8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42 - 1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42 - 2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42 - 3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42 - 4	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42 - 5	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42 - 6	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42 - 7	南砂1-5-30	ウィンザーハイム南砂北側
43 - 1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43 - 2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43 - 3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43 - 4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43 - 5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43 - 6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43 - 7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43 - 8	南砂5-6-1	区立境川公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44 - 6	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-12	丸八児童遊園東側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26-8	亀高公園園内
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
48 - 1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48 - 2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48 - 3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48 - 4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48 - 5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48 - 6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48 - 7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48 - 8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49 - 1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49 - 2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49 - 3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49 - 4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49 - 5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49 - 6	東砂5-6-12	日本ウイリング(株)平和工場北側塀
49 - 7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49 - 8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50 - 1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50 - 2	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50 - 3	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50 - 4	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50 - 5	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50 - 6	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側
51 - 1	南砂5-24	南砂五丁目アパート東側児童遊園
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 5	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 6	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 7	南砂6-7-52	区立江東図書館前

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園砂町区民農園横鉄柵
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立旧南砂西小学校西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グランド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 3	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 3	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 4	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 5	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 6	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 2 名を抹消した。

令和 8 年 1 月 26 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 1 月 26 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

8, 678

- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数

138, 982

- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

72, 315

◎江東区選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和 8 年 1 月 27 日

江東区選挙管理委員会

投 票 所 一 覧

令和8年2月8日執行 衆議院議員選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	森下文化センター	森下三丁目12番17号
江東区第3投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目6番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目2番11号
江東区第10投票区	明治小学校	深川二丁目17番26号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	数矢小学校	富岡一丁目18番7号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	欠 番	
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	有明小学校	有明二丁目10番1号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島小学校	大島三丁目16番2号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	砂町文化センター	北砂五丁目1番7号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

◎江東区選挙管理委員会告示第 7 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項により準用される第 39 条（及び第 40 条第 1 項但書）の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 27 日

江東区選挙管理委員会

期日前 投票所 の建物 名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間	
		衆議院議員 選挙	最高裁判 所裁判官 国民審査
江 東 区 役所	江 東 区 東 陽 四 丁 目 1 1 番 2 8 号	令和 8 年 1 月 2 8 日か ら 2 月 7 日 まで 午前 8 時 3 0 分から午 後 8 時まで	令和 8 年 2 月 1 日 から 2 月 7 日まで 午前 8 時 3 0 分 から午後 8 時まで
豊 洲 シ ビ ッ ク セ ン タ ー	江 東 区 豊 洲 二 丁 目 2 番 1 8 号		
森 下 文 化 セ ン タ ー	江 東 区 森 下 三 丁 目 1 2 番 1 7 号		
富 岡 区 民 館	江 東 区 富 岡 一 丁 目 1 6 番 1 2 号		
小 松 橋 区 民 館	江 東 区 扇 橋 二 丁 目 1 番 5 号		
カ メ リ ア プ ラ ザ	江 東 区 亀 戸 二 丁 目 1 9 番 1 号		
総 合 区 民 セ ン タ ー	江 東 区 大 島 四 丁 目 5 番 1 号		
砂 町 区 民 館	江 東 区 北 砂 四 丁 目 7 番 3 号		
南 砂 区 民 館	江 東 区 南 砂 六 丁 目 8 番 3 号		

◎江東区選挙管理委員会告示第 8 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される第 48 条の 2 第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙における在外選挙人に係る

期日前投票所を、次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 27 日

江東区選挙管理委員会

期日前 投票所 の建物 名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間	
		衆議院議員 選挙	最高裁判 所裁判官 国民審査
江 東 区 役所	江 東 区 東 陽 四 丁 目 1 1 番 2 8 号	令 和 8 年 1 月 2 8 日か ら 2 月 7 日 まで 午前 8 時 3 0 分から午 後 8 時まで	令 和 8 年 2 月 1 日 から 2 月 7 日まで 午前 8 時 3 0 分 から午後 8 時まで

◎江東区選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 8 年 1 月 27 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 10 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 8 年 1 月 27 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 11 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 27 日

江東区選挙管理委員会

- 1 開票場所 江東区深川スポーツセンター
江東区越中島一丁目 2 番 18 号
- 2 開票日時 令和 8 年 2 月 8 日

午後 9 時開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院（比例代表選出）議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 8 年 1 月 2 7 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 3 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 6 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院（比例代表選出）議員選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

江東区選挙管理委員会

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号
- 2 日時 令和 8 年 2 月 5 日
午後 5 時 3 0 分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 4 号

令和 8 年 1 月 2 7 日付江東区選挙管理委員会告示第 1 0 号の一部を別紙のように改める。

令和 8 年 1 月 2 8 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

告 示 （ 選 挙 長 ）

◎衆議院議員選挙（東京都第 1 5 区）選挙長告示第 1 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 6 条で準用する第 6 2 条第 6 項の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第 1 5 区）における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 2 7 日

衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第 1 5 区）

選挙長 高村 直樹

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号
- 2 日時 令和 8 年 2 月 5 日
午後 5 時 3 0 分開始

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 14 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令第 1 号）第 18 条の規定に基づき、令和 7 年度第 2 回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、豊島委員は、就任前のため、本監査に関与していない。

令和 8 年 1 月 15 日

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

〔別紙〕

令和 7 年度第 2 回定期財務監査指摘事項措置報告書

〔福祉部 地域ケア推進課〕

1 指摘事項

江東区老人福祉法施行細則第 9 条第 1 項において定められている老人ホーム入所者負担金の令和 5 年度の収入未済額と令和 6 年度の収入未済繰越額に 1, 077, 664 円の相違が生じていた。

江東区会計事務規則第 47 条第 1 項では、当該年度において調定したもので、出納閉鎖期日において収入未済となったものがあるときは、その未済額を翌年度に繰越し、以下この例に従って順次繰越さなければならないと定められている。

本件指摘事項は、複数年に渡り発生している相違であり、また、昨年同課よりその改善案として、今後は都度確認し修正するとの対策が示されていた。しかしながら、今回も昨年と全く同一の事項が発生していることから、適正な事務に向けた改善がなされていないと指摘せざるを得ない。

歳入事務が適正に管理されていない行為は、区が公開する決算資料のほか、債権の時効管理や不納欠損処理の正確性にも影響が及ぶ可能性が思料される。

今後、このような事務の執行が繰り返されることのないよう、必要な改善措置を講じられたい。

2 措置事項

本件指摘事項が発生したのは、収入未済額と不納欠損額の算定誤り、収入未済額と収入未済繰越額との不突合、負担金の調定漏れ、納付額

の未反映等の事務処理ミス等が重複して生じていたことが原因であり、本指摘以前にも金額の相違が発覚した。

誤りがあった令和 2 年度から令和 6 年度について調定額と収入額との金額の突合処理を行い、すべての金額差異を特定した。誤りのあった令和 6 年度以前の収入未済繰越処理、不納欠損処理は決算が確定していることから修正処理を行うことができないが、令和 7 年度会計において生じていた収入未済繰越額、不納欠損額の誤りについて修正を行った。

今後は、年度当初及び出納閉鎖期日後に実施する収入未済繰越処理・不納欠損処理において、歳入予算差引簿上の収入未済額と収入未済繰越額が一致することの確認を徹底する。

また、これまで複数で管理していたエクセル表を 1 つにまとめ、月途中の入退所者リストを新たに作成し、各月ごとに歳入予算差引簿の調定額、収入額との突合を行う。確認作業は、担当と副担当との相互チェックの後、係長が最終確認を行い、課長へ報告する方式に改める。

監査指摘事項については、担当者に毎月進捗状況を聴取するとともに、事後確認を徹底し、漏れがないように確実に実施する。

◎江東区監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 3 第 8 項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。については、同法第 25 条の 3 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 5 日

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

記

1 包括外部監査人補助者を解任された者

金子 良太	東京都江東区亀戸三丁目 4 番 15 - 1001 号
生越 慎平	東京都江東区有明一丁目 4 番 20 - 817 号
嶋守 浩之	東京都江東区有明一丁目 3 番 1 - 1011 号
寺澤 智行	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 29 - 633 号
佐藤 嘉雄	東京都江東区森下五丁目 19 番 9 - 1103 号
柴田 大輔	東京都江東区千石一丁目 9 番 31 - 1106 号
大江 祐香	東京都江東区千石一丁目 9 番 3

1 - 1106号

土出 昌幸 東京都西東京市南町三丁目11
番4号

2 解任された日

令和8年1月30日

◎江東区監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第25
2条の38第3項の規定に基づき、別添「令和7
年度包括外部監査報告書」のとおり公表する。

令和8年2月5日

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

〔別紙省略〕

